令和８年（フ）第６１６１号
東京都世田谷区船橋５丁目29―15―201
破産者　塚本　凪美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１６３号
東京都世田谷区奥沢５丁目32―11―404
破産者　漆山てるみ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９７号
東京都品川区小山６丁目13―10―102
破産者　小川　　悟
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２０２号
東京都墨田区東駒形３丁目19―２―101
破産者　兵頭　　誠
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２０９号
東京都文京区西片１丁目17―11―1107
破産者　阿部美樹子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５４５号
兵庫県尼崎市塚口本町三丁目23番12号
破産者　株式会社ビリーブ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６８２号
宮城県名取市飯野坂２丁目３番19号
破産者　株式会社誠不動産
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２００４号
埼玉県越谷市蒲生西町二丁目８番地２マリーエⅡ105
破産者　株式会社住建
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和４年（フ）第５０７２号
東京都渋谷区代々木３丁目12番11号
破産者　株式会社アピッシュ
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６７０１号
神奈川県小田原市成田１―１―206、開始決定記載の住所東京都小平市学園西町２丁目22―10
破産者　田中　正夫
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２５３８号
大阪府守口市東光町１―８―８
破産者　ＴＨＣ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４９１号
大阪市浪速区日本橋西１丁目１番12号
破産者　株式会社パシリカ
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３３０号
大阪市北区芝田２丁目８番11号共栄ビル２階
破産者　株式会社リベロ
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２号
秋田市将軍野南四丁目９―31
破産者　合同会社うましき
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２１９号
東京都八王子市石川町1446番地６
破産者　株式会社わ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４９７号
東京都八王子市元八王子町３丁目2153番地61
破産者　髙野　康晴
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５０９号
東京都国立市北２丁目27番の７パール国立館105
破産者　中山　善博
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５１６号
東京都八王子市左入町414番地１八王子荘
破産者　宇田　侑平
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第４号
新潟県佐渡市秋津66番地
破産者　株式会社山口（旧商号：やまきホテル株式会社）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部破産再生係

令和８年（フ）第９３号
福井市御幸二丁目22番７号
破産者　合同会社らいでん設計
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第１１６１号
福岡市中央区春吉３丁目５番４―601号　ＣＵＢＥ　ＨＡＲＵＹＯＳＩ　ａｑｕａ
破産者　亀田　竜児
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３９６号
福岡市博多区博多駅前３丁目10番24―508号　日本住宅公団
破産者　佐藤　喜朗
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部